

## 厚労省「第6回 医療事故調査制度の施行に係る検討会」 遺族への院内事故調査報告書の開示等で意見の一致を見ず

2015/2/25

医療事故調査制度の施行に係る検討会（座長：山本和彦・一橋大学大学院法学研究科教授）は2月25日、これまでの議論を踏まえて同制度に関する省令・通知案を取りまとめるため、6回目の会合を開いた。省令・通知案の大部分を了承したものの、「遺族への院内事故調査報告書の開示」等については最後まで意見の一致を見なかった。



### ■省令・通知案の取りまとめは持ち越しに

前回の会合（2015.2.5 厚労省「第5回 医療事故調査制度の施行に係る検討会」[http://www.medical-lead.co.jp/documents/150205iryujikochosa\\_001.pdf](http://www.medical-lead.co.jp/documents/150205iryujikochosa_001.pdf) 参照）で意見が分かれた「センター調査報告への再発防止策記載の是非」については、構成員の意見を反映し、非懲罰性を担保した文言が通知案に加筆された。再発防止策は「個人の責任追及とならないように注意し、当該医療機関の状況及び管理者の意見を踏まえた上で記載すること」とし、検討会として了承した。

一方「遺族への院内事故調査報告書の開示」では、構成員の間で再び意見が分かれた。事務局は遺族への説明方法として「口頭（説明内容をカルテに記載）または書面（報告書または説明用の資料）もしくはその双方の適切な方法により行う」という文言案を提示したが、永井裕之構成員（患者の視点で医療安全を考える連絡協議会代表）は「遺族側の希望がある場合には院内事故調査報告書を交付する旨を記載してほしい」と要望。それに対して田邊昇構成員（弁護士）は「報告書を交付する必要はない」と主張し、検討会としての結論を出すまでには至らなかった。

また、医療事故の定義の「予期しなかった死亡または死産」については「具体的な例外事例の記載」を求める声が上がった他、医療機関が行う医療事故調査では「匿名性の確保」「報告書の内容に対する医療者の不服申し立て」等の新たな課題も浮上した。当初は同日を最終会合と位置づけて意見を取りまとめる予定だったが、意見が一致しなかった論点については再度、省令・通知案を修正して構成員にメール等で連絡し、それに対する意見を見た上で最終的に取りまとめる方向で調整することとなった。必要に応じて再度、検討会を開催する可能性もある。